

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続きの追加）
----	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	地方税の手続きにおける電子申告等及び電子納付の拡大
担当課	税務課
目的	<p>地方税の手続きにおいて、「eL TAXシステム」で、電子申告等及び電子納付を、更正請求書・提出期限延長申請書・納税管理人申告書（以下、「地方税関係申告等」という。）及び、特別区たばこ税・入湯税に拡大することで、納税義務者・特別徴収義務者・申告者（以下、「納税義務者等」という。）の負担を軽減させるため。</p> <p>なお、対象は資料29-2「電子申告等・電子納付拡大対象一覧」のとおり。</p>
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 eL TAXシステムを使って地方税関係申告等を行う申告者 2 eL TAXシステムを使って特別区たばこ税、入湯税の電子申告・電子納付を行う納税義務者等
事業内容	<p>概要</p> <p>地方税共同機構が提供するeL TAXシステムとの外部結合は、平成21年度第2回、同第6回、平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済である。また、外部結合の税目追加について、特別区民税・都民税（特別徴収分）は、平成30年度第7回情報公開・個人情報保護審議会、軽自動車税は、令和3年度第6回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済である。</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会の手続きを受け、年金及び給与からの住民税特別徴収分や軽自動車税において、これまで運用してきたが、令和4年税制改正により、令和5年10月16日以降、地方税関係申告等の電子申告や、「特別区たばこ税」・「入湯税」の電子申告及びクレジットカード等による電子納付が可能となる。</p> <p>納税義務者等については、今回対象税目が拡大されたことで、納税義務者等の負担軽減に繋がることから、eL TAXシステムを利用した手続きを追加するために必要な外部結合及び業務委託を行う。</p>

件名 eLTAXシステムの外部結合について(手続きの追加)

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 軽自動車税 特別区たばこ税 入湯税
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者: 地方税関係申告等を行う申告者 eLTAXシステムを使って「特別区たばこ税」・「入湯税」を電子申告・電子納付する納税義務者等 情報項目: 資料29-3、資料29-4、資料29-5のとおり
結合の相手方	地方税共同機構 ※ 上記相手方との外部結合は、平成21年度第2回、同第6回、平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会了承済特別区民税・都民税(特別徴収分)の外部結合・税目追加は、平成30年度第7回同審議会了承済軽自動車税の外部結合・税目追加は、令和3年度第6回同審議会了承済
結合する理由	地方税関係申告等 eLTAXシステムにより、電子申告することにより、紙での申告と比べて、申告者の負担軽減が見込まれるため。 特別区たばこ税・入湯税の電子申告・電子納付 eLTAXシステムにより、複数の自治体に対する電子納付を一括して行うことが可能となっており、今回対象税目が拡大されたことで納税義務者等の負担軽減が見込まれるため。
結合の形態	区の審査クライアント(地方税等に係るデータを地方税共同機構と送受信するために区に設置された端末)と地方税共同機構のeLTAXポータルセンターをLGWAN回線(地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク)で結合し、データの送受信を行う。
結合の開始時期と期間	令和5年10月16日から令和6年3月31日まで (次年度以降も、同様の外部結合を行う。) ※令和5年7月1日から仮稼働テスト(個人情報なし)のため、区の審査クライアントと地方税共同機構のeLTAXポータルセンターとの外部結合を行う。(予定)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 e L T A Xシステムの導入に係る審査システム (LGWAN-ASP サービス運用等業務) の委託について (業務内容の追加)

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 軽自動車税 特別区たばこ税 入湯税
委託先	地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者(地方税共同機構から LGWAN-ASP サービス(※)の認証を受けたもの。プライバシーマーク、ISO 27001 認証取得) ※行政専用の閉域ネットワークである LGWAN 回線を使用して地方自治体向け各種行政サービスを提供する事業者及びそのサービス
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者: 地方税関係申告等を行う申告者 e L T A Xシステムを使って「特別区たばこ税」・「入湯税」を電子申告・電子納付する納税義務者等 情報項目: 資料29-3、資料29-4、資料29-5のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	LGWAN-ASP サービスを利用して送受信するデータファイル
委託理由	区が単独で審査システム(地方税等に係るデータを地方税共同機構と送受信するためのシステム)の開発・運用を行うより、同機構に登録している審査システム運営事業者(地方税共同機構から LGWAN-ASP サービスの認定を受けたもの)が運用する審査システムを利用するほうが、経費や人的負担を軽減できるため。
委託の内容	区の審査クライアントと地方税共同機構のポータルセンターとの間で、個人情報に係る情報の送受信を行うために必要な審査システム運用、保守サポート業務及び情報の一時的な保存業務を委託する。 なお、保守サポート業務(団体運動試験及び問合せ対応業務)の一部について、別事業者に業務の再委託を予定している。
委託の開始時期及び期限	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで(予定) (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 eLTAXシステムの導入に係る審査システム (LGWAN-ASP サービス運用等業務) の再委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 軽自動車税 特別区たばこ税 入湯税
委託先 (再委託先)	【委託先】 地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者 (地方税共同機構から LGWAN-ASP サービスの認証を受けたもの。 プライバシーマーク、ISO 27001 認証取得。) 【再委託先】 地方税共同機構に登録している eLTAX サポート事業者 (地方税共同機構に eLTAX サポート事業者として登録されたもの。 プライバシーマーク、ISO 27001 認証取得)
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	対象者：地方税関係申告等の申告者 eLTAXシステムを使って「特別区たばこ税」・「入湯税」 を電子申告・電子納付する納税義務者等 情報項目：資料29-3、資料29-4、資料29-5のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	LGWAN-ASP サービスを利用して送受信するデータファイル
再委託理由	新宿区専用のヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応や指導を行わせることによって、効率的で安定的な eLTAX システム運用を可能とするため。
再委託の内容	ヘルプデスクの設置、問い合わせ対応、システムに係る助言・指導
再委託の開始時期及び期限	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで (予定) (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり